

第1回 恵庭市学力・体力向上推進会議

日 時 令和元年7月23日(火)13時30分

会 場 市役所本庁舎 301・302会議室

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員長挨拶
- 4 教育長挨拶
- 5 議 事
学力・体力向上の取組について
- 6 意見交換
- 7 次回の会議日程について
- 8 閉 会

恵庭市学力・体力向上推進会議 委員名簿

任期：平成30年7月25日～令和2年3月31日

(順不同・敬称略)

役職	(ふりがな) 氏 名	所 属
委員長	なが おか ひで あき 長 岡 秀 明	恵庭市教育委員会点検評価委員会委員 元中学校校長
副委員長	かわ ほら じゅん いち 川 原 淳 一	恵庭市PTA連合会 会社員
委員	た じま とも ひさ 田 島 与 久	恵庭市教育委員会点検評価委員会委員 北海道文教大学
委員	ゆう き けん すけ 結 城 健 介	恵庭市教育委員会点検評価委員会委員 恵庭市社会教育委員
委員	たに ぐち 谷 口 みどり	恵庭市小中学校校長会 恵み野小学校校長
委員	ふじ むら てつ こ 藤 村 哲 子	恵庭市小中学校教頭会 恵み野中学校教頭
委員	さ さ き たもつ 佐々木 保	若草小学校・柏陽中学校 学校運営協議会
委員	き むら ひろ こ 木 村 博 子	恵庭市教育委員会指導主事 学力向上アドバイザー
(新) 委員	かわ うち のり ひこ 河 内 紀 彦	北海道ハイテクACアカデミー 代表

恵庭市学力・体力向上推進会議設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市立小中学校の児童生徒の学力及び体力の向上を図るため、恵庭市学力・体力向上推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、全校の学校改善プラン及び体力向上プランを比較及び検証し、全市的な学力及び体力の向上に係る施策について研究及び協議する。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、10名以内とし、次に掲げる者又は団体のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 恵庭市教育委員会点検評価委員
- (2) 恵庭市PTA連合会
- (3) 校長会
- (4) 教頭会
- (5) 学校運営協議会委員
- (6) 学力向上アドバイザー
- (7) 体力向上に関わる有識者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

2 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議)

第5条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員は、委員長が必要と認めたときは、代理の者を会議に出席させることができる。

3 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、教育委員会教育総務課に置く。

(その他)

第7条 委員の報償及び旅費の支給は、行わないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議における協議によって決定する。

附 則

この要綱は、平成30年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。